

(お知らせ)

**環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書(案)
に対する意見募集(パブリックコメント)について**

平成24年1月17日(火)
環境省総合環境政策局環境影響評価課
直 通：03-5521-8235
代 表：03-3581-3351
課 長：上杉 哲郎(内線6230)
課長補佐：上田 健二(内線6238)
主 査：佐藤 大樹(内線6235)

環境影響評価法に基づき、環境大臣は、環境影響評価の実施の基本となる考え方を「基本的事項」として公表することとされています。この「基本的事項」は、5年ごとを目途にその内容全般を点検し、その点検結果を公表することとされており、前回の改正から5年を経過したことから、点検を行う必要があります。また、平成23年4月の環境影響評価法改正に伴い、計画段階配慮手続と報告書手続が新設されたことから、これらに関する「基本的事項」を追加する必要があります。

環境省では、この点検・追加を行うに当たって、有識者からなる「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」

(<http://www.env.go.jp/policy/assess/5-4basic/index.html>)を平成23年6月に設置し議論を重ねてきたところですが、今般、本委員会の報告書案がとりまとめられました。

環境省では、本委員会報告書案について、平成24年1月17日(火)から2月16日(木)までの間、御意見の募集(パブリックコメント)をいたします。

1. 意見募集の対象

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書(案)

2. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

平成24年1月17日(火)～平成24年2月16日(木)17:00まで

(郵送の場合は2月16日必着)

(2) 意見提出方法

次の様式により、必要事項を日本語で記入のうえ、[1]郵送、[2]ファックス、[3]電子メールのいずれかの方法で(3)の提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

「節電への御協力をよろしくお願いいたします」

- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見の対象となる報告案の該当箇所（項目名及びページ）を明記してください。締切日までに到着しなかった場合や御記入もれ、意見募集対象以外の御意見等、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

<意見提出様式>

宛 先：環境省総合環境政策局環境影響評価課

件 名：環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（案）に対する意見

住 所：

氏 名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名）：

職 業：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

該当箇所： 頁 行目

意見内容：（該当箇所を明記の上、1箇所当たり100字以内を目安に、できるだけ簡潔に御記載ください。）

（3）意見提出先

環境省総合環境政策局環境影響評価課 あて

[1]郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

[2]ファックスの場合 03-3581-2697

[3]電子メールの場合 sokan-hyoka@env.go.jp

郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（案）に対する意見」と記載して下さい。

3．資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

（1）電子政府の総合窓口（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）

（2）環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）

（3）環境省総合環境政策局環境影響評価課において配布

（東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 中央合同庁舎5号館25階）

入館の手続が必要であるため、事前にお電話での御連絡をお願いします。

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会におけるこれまでの検討

「節電への御協力をよろしくお願ひいたします」

状況については、下記ホームページで御覧になれます。

<http://www.env.go.jp/policy/assess/5-4basic/index.html>

なお、本委員会では、環境影響評価法改正に伴い同法施行規則（環境省令）の改正が必要となる事項のうち、基本的事項と密接に関係する部分についても一体として議論してきており、本報告書案にも、それら関係する環境省令改正事項の内容が含まれています。本委員会において取り扱われなかったその他の環境省令改正事項（配慮書の公表方法その他）については、後日、別途意見募集する予定です。

（連絡先）担 当：上田、佐藤 電 話：03-3581-3351（内線 6238、6235） 03-5521-8235（直通） F A X：03-3581-2697 電子メール：sokan-hyoka@env.go.jp
